

(当センター事務局が公表資料をもとに作成)

国連気候変動枠組条約第 20 回締約国会議(COP20)等の概要について (要 旨)

- △ 12 月 1 日から 14 日まで、ペルー・リマにおいて、国連気候変動枠組条約第 20 回締約国会議(COP20)等が開催されました。2020 年以降の枠組みについて、15 年開催の COP21 に十分先立って(準備できる国は 15 年第 1 四半期まで)提出予定の約束草案に示す事前情報等を定める COP 決定(Lima-Call-for-Climate-Action)が採択されました。
- △ 事前情報については、参照値(基準年等)・期間・対象範囲・カバー率等を内容にできることが決定されました。また、各国提出の約束草案を事務局がウェブサイトに掲載するとともに、15 年 11 月 1 日までに各国草案を総計した効果に関する統合報告書を作成すること等が決定されました。
- △ 日本政府は、約束草案の中心は緩和(温室効果ガス排出量の削減)であること、事前情報及び事後コンサルは各国提出の約束草案の透明性、比較可能性等を確保するものであること等を主張しました。また、新枠組みについて、各国は①定量化可能な約束草案の提出、②草案達成に向けた対策の実施、③実施状況のレビューを受けることについて義務を負うべき等と主張しました。
- △ 望月環境大臣が日本代表として演説し、「2050 年までに世界全体で 50%減、先進国全体で 80%減」目標を改めて掲げるとともに、約束草案の早期提出を目指すこと、日本の技術を活用した世界全体の排出削減への貢献、途上国に関する資金支援等に言及しました。また、2015 年合意は先進国・途上国の二分論ではなく、全ての国に適用される仕組みとすべきこと、各国提出の約束草案の中心は定量化可能な緩和目標であるべきこと等主張しました。

以 上